

## 桐生市特別職報酬等審議会委員の公募について

桐生市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）において市長、副市長及び教育長の給料の額と市議会議員の議員報酬及び政務活動費の額について審議するにあたり、幅広い市民の意見を反映させるため、構成委員10人のうち2人以内を一般公募します。

### 1 公募委員の人数及び任期

人数：2人以内

任期：委嘱の日（令和4年第1回桐生市特別職報酬等審議会開催の日）から答申の日まで

### 2 応募資格

公募委員の応募資格は、次の各号のいずれにも該当することが必要となります。ただし、本市市議会議員と本市職員は除きます。

- (1) 市内に在住している人
- (2) 年齢が応募締切日の時点で満18歳以上である人
- (3) 市の他の委員会または審議会等（附属機関等）の委員でない人
- (4) 本市市議会議員及び本市職員の配偶者または2親等以内の親族でない人

### 3 応募方法

応募申込書を人材育成課へ提出してください。提出方法は、郵送、持参またはEメールにより応募してください。

郵送の場合は、封筒に「特別職報酬等審議会公募委員応募」と記載してください。

なお、応募書類は返却できませんので、ご了承ください。

### 4 募集期間

令和4年6月1日（水）から令和4年6月20日（月）まで。

郵送の場合は、当日必着有効とします。また、Eメールの場合は、当日までに発信されたものまで有効とします。

### 5 選考方法

応募申込書による書類審査により、委員を選考します。

### 6 選考結果

応募者全員の方に選考結果を郵送でお知らせします。

### 7 応募申込書の提出先及び問い合わせ先

〒376-8501 桐生市織姫町1番1号 桐生市総務部人材育成課人事給与担当  
電話：0277-46-1111（内線543） Eメール：[jinzai@city.kiryu.lg.jp](mailto:jinzai@city.kiryu.lg.jp)